

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

No: 46/2013/ND-CP

ハノイ、2013年5月10日

政令

労働争議に関する労働法の一部条項の詳細規定および実施ガイドラインを定める。

2001年12月25日付政府組織法に基づき、
2012年6月18日付労働法に基づき、
2005年11月29日付企業法に基づき、
労働傷病兵社会福祉省大臣の提案を検討し、

政府は、労働争議に関する労働法の一部条項の詳細規定に関する政令を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本政令は、労働調停員の任命基準・権限およびストライキの延期・中止、ストライキの延期・中止に関する労働団体の権利、利益を定める。

第2条 適用対象

1. 管轄機関により任命された労働調停員
2. 労働法第3条第1項に定めた労働者
3. 労働法第3条第2項に定めた雇用主
4. 労働法第3条第4項に定めた企業内の労働団体の代表組織
5. 労働調停員の任命基準・権限およびストライキの延期・中止、ストライキの延期・中止における労働団体の権利、利益に関わる各機関、組織、個人

第3条 用語解釈

本政令において、次に掲げる用語は以下のとおり解釈される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 「労働調停員」とは、省レベル人民委員会の委員長により任命され、法令に従って労働争議および職業訓練に関する契約の争議に関する調停を行う者をいう。労働調停員の任期は5年とする。
2. 「ストライキの延期」とは、労働組合が雇用主、省レベル労働管理機関、省レベル労働組合へ送付するストライキ実施決定書に記入されたストライキ開始時刻を、省レベル人民委員会の委員長が変更することをいう。
3. 「ストライキの中止」とは、ストライキが国民経済および公共の利益に深刻な被害を及ぼす恐れがあると認められる場合に、実施されているストライキを省レベル人民委員会の委員長が停止することをいう。

第2章 労働調停員

第4条 労働調停員の基準

1. 十分な民事行為能力を有し、健康で品行方正な者でなければならない。
2. 刑事責任を追及されているまたは刑事処分を受けている者でないこと
3. 労働法および関連法令に関する知識を有していること。
4. 労働関係の仕事に3年以上従事し、労働争議に関する解決スキルを有していること。

第5条 労働調停員の任命または再任する権限、手順、手続き

1. 省レベル人民委員会の委員長は、労働調停員の任命または再任する権限を有する。
2. 労働調停員を任命する手順、手続き
 - a) 本人の応募もしくは労働傷病兵社会福祉部、県レベル労働組合、工業団地労働組合の推薦。
 - b) 労働調停員の応募書類は以下のとおりである。
 - ・ 労働調停員の応募申請書
 - ・ 履歴書
 - ・ 健康診断書
 - ・ 学位証明書または資格検定合格証明書の写し(ある場合)
 - ・ 本項第 a 号に定める機関、組織の推薦状
 - c) 労働傷病兵社会福祉部は、応募申請書受理の締切日から 20 営業日以内に、採用基準を満たす応募者の名簿を、県レベル人民委員会の委員長へ報告しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 県レベル人民委員会の委員長は、労働傷病兵社会福祉部の報告を受けてから5営業日以内に、省レベル人民委員会の委員長へ労働調停員の任命に関して申請すると共に、労働傷病兵社会福祉局の局長へ報告書を送付しなければならない。
- e) 労働傷病兵社会福祉局の局長は、県レベル人民委員会の委員長の報告書を受けてから10営業日以内に審査を行い、省レベル人民委員会の委員長へ報告し、また、その県レベル人民委員会の委員長へ通知しなければならない。
- f) 省レベル人民委員会の委員長は、労働傷病社会福祉局の局長の審査報告書を受けてから5営業日以内に、労働調停員の任命を決定しなければならない。
- g) 労働傷病兵社会福祉局の局長および県レベル人民委員会委員長は、省レベル人民委員会委員長の労働調停員任命の決定書を受けてから5営業日以内に、雇用主、企業内労働者団体の代表組織、労働者へ労働調停員リストを公開しなければならない。

3. 労働調停員を再任する手順、手続き

- a) 労働傷病兵社会福祉部は、労働調停員が任期満了を迎える3ヶ月前までに、労働調停員の成果評価および管轄地域における調停ニーズの調査を行った上、県レベル人民委員会委員長へ労働調停員の再任に関して報告しなければならない。
- b) 労働調停員を再任する手順、手続きは、本条第2項第d、e、f、g号の定めに従う。

第6条 労働調停員の解任

1. 労働調停員は、次に掲げる場合において解任される。

- a) 労働調停員から辞任の申請書が出された場合
- b) 調停に関する義務を果たすことができなかった場合
- c) 法律に違反する行為を行った場合、または調停を行う際に調停員の信頼、権限、責任の乱用により、関係者もしくは国家の利益に損害を与えた場合。また、正当な理由がなく、労働争議、職業訓練契約に関する争議の解決を2回以上断った場合。

2. 労働調停員を解任する手順、手続き

- a) 省レベル人民委員会委員長は、県レベル人民委員会委員長および労働傷病兵社会福祉局の局長の具申を検討した上、労働調停員の解任を決定する。
- b) 労働傷病兵社会福祉部は、労働調停員の辞任申請書、労働調停員の法律違反もしくは義務不履行の程度に基づき、県レベル人民委員会委員長へ労働調停員の解任について報告する。
- c) 労働調停員を解任する手順、手続きは、本政令第5条第2項第d、e、f、g号の定めに従う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第7条 労働調停員の活動条件に関する保障

1. 労働調停員は、労働争議、職業訓練契約に関する争議の解決に当たった期間、審議もしくは民事事件解決における陪審員と同様の制度を受けることができる。また、現行の日当制度に従い、争議解決に当たった期間の日当が支払われるものとするほか、労働争議を解決する際に必要とされる条件（会議室、資料、文房具の手配）が整備されなければならない。
2. 労働調停員が活動するための予算は、国家予算から拠出される。労働調停員活動にかかるコストの予測、管理、決算は、国家予算に関する法令に従う。

第3章

ストライキの延期、中止

第8条 ストライキの延期、中止

1. 解放記念日、メーデー、国慶節に開催される会議へ給電、給水、公共運輸に関わるサービス、その他のサービスを提供する企業が実施するストライキ。
2. 天災、火災、疫病の防止、克服に関する活動もしくは法令の規定の下で緊急対応を行っている地域で実施するストライキ。
3. 天災、火災、疫病もしくは緊急対応が必要とされる地域で実施するストライキ。
4. 環境、国民生活、健康に害を及ぼしかねる給電、給水、公共衛生に関するサービスを提供する企業の3日間以上のストライキ。
5. 投資家の資産、生命に損害を与え、かつ地域住民の公共の秩序、安全を侵害するストライキ。

第9条 ストライキを延期する手続き

1. ストライキを延期する手続きは、次のとおり定められる。
 - a) 労働組合のストライキ実施決定書に基づき、本政令第8条第2項、第1項の定めが該当することが判明した場合、労働傷病兵社会福祉局の局長は、県レベル人民委員会委員長と検討し、省レベル人民委員会委員長へストライキの延期を要求しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

省レベル人民委員会委員長へ提出するストライキ延期の要求書には、次に掲げる事項を記載する。

- ・ 労働者団体が実施するストライキの企業名
- ・ ストライキの実施場所
- ・ ストライキの開始時刻
- ・ 労働者団体の要求内容
- ・ ストライキを延期する理由
- ・ ストライキの延期を陳情する内容
- ・ ストライキの延期の期間およびストライキを延期する手段

b) 労働傷病兵社会福祉局局长のストライキ延期に関する要求を検討した上、省レベル人民委員会委員長は、ストライキの延期を決定し、県レベル人民委員会委員長、省労働同盟の委員長、労働仲裁協議会委員の委員長、企業内労働組合もしくは上級労働組合（企業内労働組合がない企業において）雇用主へ即ちに通知しなければならない。

2. 省レベル人民委員会委員長は、労働傷病兵社会福祉局局长の企業内労働組合のストライキ実施決定書を受理してから 48 時間以内に、ストライキの延期を決定しなければならない。

3. 関連機関、組織は、省レベル人民委員会委員長のストライキの延期決定書を受理してから 24 時間以内に、ストライキを延期しなければならない。

第 10 条 ストライキを中止する手続き

1. ストライキを中止する手続きは、次のとおり定められる。

a) 行っているストライキが、本政令第 8 条第 3 項、第 4 項、第 5 項の定めに該当することが判明した場合、労働傷病兵社会福祉部は、県レベル人民委員会委員長へストライキの中止を要求しなければならない。

b) 県レベル人民委員会委員長は、労働傷病兵社会福祉部の要求を受けてから、ストライキの中止に関する検討を行い、省レベル人民委員会委員長へストライキの中止を要求しなければならない。また、労働傷病兵社会福祉局の局長へ報告するものとする。

省レベル人民委員会委員長に提出するストライキ中止の要求書には、次に掲げる事項を記載する。

- ・ ストライキを行っている企業名
- ・ ストライキの実施場所

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ ストライキの開始時刻
 - ・ ストライキの範囲
 - ・ ストライキに参加している労働者数
 - ・ 労働者団体の要求内容
 - ・ ストライキを中止する理由
 - ・ ストライキの中止を陳情する内容および中止する手段
- c) 労働傷病兵社会福祉局の局長は、県レベル人民委員会委員長のストライキの中止要請書を受けたのち、省レベル人民委員会委員長へ自身の見解を示さなければならない。
- d) 省レベル人民委員会委員長は、県レベル人民委員会委員長のストライキの中止要請書および労働傷病兵社会福祉局の局長の見解を検討した上で、ストライキの中止を決定する。

省レベル人民委員会委員長のストライキの中止決定書は、県レベル人民委員会委員長、労働傷病兵社会福祉局の局長、省労働同盟の委員長、労働仲裁協議会委員の委員長、企業内労働組合もしくは上級労働組合（企業内労働組合がない企業において）、雇用主へ即ちに通知されなければならない。

2. 省レベル人民委員会委員長は、県レベル人民委員会委員長が労働傷病兵社会福祉部の報告を受けてから 12 時間以内に、ストライキの中止を決定しなければならない。
3. 関連機関、組織、個人は、省レベル人民委員会委員長のストライキ中止決定書を受理してから 12 時間以内に、ストライキを中止しなければならない
4. 県レベル人民委員会委員長は、省レベル人民委員会委員長のストライキ中止決定書を受理してから 48 時間以内に、省レベル人民委員会委員長へストライキの中止状況を報告しなければならない。

第 11 条 ストライキの延期もしくは中止に関する労働者団体の要求の解決

労働仲裁協議会委員は、省レベル人民委員会委員長のストライキの延期もしくは中止決定の遂行にあたり、労働関連法令に従って労働争議の調停を行う。

調停が不成立の場合、または省レベル人民委員会委員長のストライキ延期、もしくは中止期間が終了した場合、労働組合はストライキを継続することができるが、ス

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

トライキ続行開始5営業日前に、雇用主、省レベル労働管理機関、省レベル労働組合へ書面にて通知しなければならない。

第12条 ストライキの中止に関する労働者の権利、責任

1. 労働組合は、省レベル人民委員会委員長のストライキ中止決定を受けて、労働者を職場へ復帰させなければならない。また当該労働者は給与を受けることができる。
2. 省レベル人民委員会委員長の決定を受けた労働組合のストライキ中止要請に従わず、職場へ復帰しない労働者は、給与の支払いを受けられず、違反の程度に応じて企業規則および関連法令に従って処分を受けるものとする。

第4章

施行規則

第13条 施行効力

1. 本政令は、2013年7月1日に発効する。
2. 労働争議に関する労働法の一部条項の詳細規定およびガイドラインを定める2007年8月8日付政令第133/2007/ND-CP号、ストライキの延期、中止および労働者団体の権利、利益に関する2008年1月30日付政令第12/2008/ND-CP号は、本政令の発効日より廃止される。

第14条 施行責任

1. 労働傷病兵社会福祉省の大臣は、本政令の施行を案内する責任を負う。
2. 各省大臣、省に準じる機関の責任者、政府機関の責任者、各省および中央直轄市人民委員会委員長は、本政令を施行する責任を負う。

政府代表
首相

宛先：

- ・ 党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
- ・ 各省・中央直轄市の人民委員会

グエン タン ズン

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 共産党書記長事務所
- ・ 国家主席事務所
- ・ 民族評議会および国会の各委員会
- ・ 国会事務所
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家検査員
- ・ 国家財務監督委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム預金保険
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府情報アシスタント、政府ウェブサイト、所属する各部局、単位、官報掲載
- ・ 保管：書類管理部、KGVX（3部）